

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適  
正化につき講ずべき措置における  
対応（案）

# 1 - 1. 鳥獣の管理の強化（第二種特定鳥獣管理計画、指定管理鳥獣捕獲等事業）

委員意見・ヒアリング意見	講ずべき措置（案）での対応
<p>（委員）                      特定計画により減少に誘導している、モデルになるような計画が存在しているのか。その上で、この計画で何らかの強力なものを注入していかなければならないのではないのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画の目標設定がされていない又は設定されていても達成できていない都道府県も存在している中、第二種特定計画の目的を達成するため、数値等で具体的に評価可能な目標を設定するとともに、第二種特定計画の中で実施される指定管理鳥獣捕獲等事業も含めて、適切な評価、見直しを行い、国として確実な執行管理を求めていく。</li> </ul>
<p>（委員）                      目的とその手段である捕獲との関連をきちんと見ていく必要がある。捕獲を強化すべき場所は密度の高い地域と県境部などでの捕獲を強化していこうという印象は強く受けるが、被害が深刻な場所、人身事故が発生しそうな場所、共通感染症の家畜への感染が心配される場所等、重要な場所の捕獲を一層進める必要がある。                      （ヒアリング者）                      自衛隊演習場や県境をまたぐ区域の管理など、環境省や国の機関の積極的な取組や支援が必要。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第二種特定計画の目的を達成するため、指定管理鳥獣捕獲等事業も含めて都道府県が第二種特定計画の適切な目標設定、適切な評価、見直しを行うよう、国として確実な執行管理を求めていく。</li> <li>県境や県をまたいだ広域的な捕獲については、指定管理鳥獣捕獲等事業交付金も活用し支援を強化する。</li> </ul>
<p>（委員）                      有害捕獲と指定管理鳥獣捕獲等事業捕獲、そして狩猟期間における捕獲をしっかりとっていくべき。                      （ヒアリング者）                      有害鳥獣捕獲事業・指定管理鳥獣捕獲等事業・新規鳥獣捕獲事業（仮称）の各事業内容・捕獲期間・捕獲区域を適切にすみ分け、より効果的な捕獲を推進することが必要。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定管理鳥獣捕獲等事業は、高標高地等の捕獲困難地や鳥獣保護区など、狩猟及び有害鳥獣捕獲が実施されていない場所を中心に捕獲が実施されるなどしてきており、今後も引き続き、他事業とのすみ分け・連携を図っていく。</li> <li>市町村や都道府県の境界等において都道府県による広域捕獲が推進されるよう、農水省と連携して取り組む。</li> <li>都道府県が作成する第二種特定鳥獣管理計画と市町村が作成する被害防止計画の間で整合性が図られることになっていることから、第二種特定鳥獣管理計画の改訂のタイミングを捉え、各事業のすみ分けについても都道府県を指導していく。</li> </ul>

## 1 - 2. 鳥獣の管理の強化（認定鳥獣捕獲等事業者、その他）

委員意見・ヒアリング意見	講ずべき措置（案）での対応
<p>（委員） 人材の確保・育成のための取組という部分については、どうやって技術を継承させるか、その受け皿をどうするかというような検討が必要になってきているのではないかと。事業者として技術を向上させていく場合には、捕獲の特殊性というのは当然あるが、野外技術者という共通点のある土木・建築といった分野での技術の継承や人材の育成を参考にしてみようか。</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>各都道府県において必要な認定事業者が確保できるよう、交付金を活用した認定事業者の育成の取組を引き続き、支援する。</li><li>認定事業者の研修用テキストに最新の知見を盛り込むなど、認定事業者の質の向上を図るための取組を進める。</li></ul>
<p>（委員） 技術情報とかを環境省の方から提供されるということ、非常に重要なことだが、一方で、これまで環境省から都道府県等あるいは捕獲従事者等に提供されてきた多くの技術情報の検証が必要。どの情報が有効であったかなかったかを検証していくということが、PDCAサイクルを回すということでもあると思う。</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>効率的な管理を進めるため、ICT技術を始めとした参考事例の紹介や生息状況の調査結果の提供等により、都道府県を引き続き指導するとともに、提供した情報の検証についても進めていく。</li></ul>

## 2-1. 鳥獣の保護の推進（希少鳥獣、鳥類の鉛中毒及び鉛汚染の防止）

委員意見・ヒアリング意見	講ずべき措置（案）での対応
<p><b>【希少鳥獣】</b>            （委員）            希少鳥獣の考え方について、環境省が指定している希少鳥獣であっても、どういう状況になれば、都道府県や市町村等が何らかの対策を講じたり、捕獲の基準を設定したりすることができるのかというような基準をしっかりとっておくことが重要。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>希少鳥獣のうち、局地的に生息数が著しく増加しているものではないが、従前から被害対策としての捕獲が行われている種であって、他地域での餌資源の不足など、他に減少原因があると考えられる種については、当該種の生息状況及び被害状況等に応じて、都道府県が従前から実施している管理による対応もできるよう、審査基準の整理を進める。</li> </ul>
<p><b>【鳥類の鉛中毒及び鉛汚染の防止】</b>            （ヒアリング者）            水鳥や猛禽類の鉛中毒については、その原因について不明な点が多く、国内外の情報を広く収集するとともに、国内でのきめ細かなモニタリング調査等を実施し、その原因を科学的に解明したうえで対処することが必要。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>規制に当たっては本州以南における鳥類の鉛汚染等の影響に関する実態調査等をさらに進める必要があると考えており、全国的なモニタリング体制の構築と鉛汚染による鳥類への影響評価を進める。</li> <li>鉛汚染の原因解明も含め、国内外における鳥類の鉛汚染の防止等の取組状況についても引き続き情報収集を進めていく。</li> </ul>
<p>（ヒアリング者）            猛禽類での鉛中毒の防止の目的で鉛製銃弾の規制を進めていただきたい。2004年に参議院での答弁で「しかるべき時期に全域で禁止する」ということを環境省として表明されていることから、一步踏み込んだ対応が必要。            特に、狩猟者の方が非鉛弾への転換を行うために、狩猟者の負担軽減をするような措置とか、地方の銃砲店でも非鉛弾が入手しやすいような販売ルートの整備等が考えられる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>北海道及び本州で規制した当時のような大量発生は確認されていないが、鉛中毒の発生自体は確認されている状況を踏まえ、鉛汚染による鳥類の影響評価を進める。</li> <li>非鉛製銃弾への切り替えにあたって経済的な課題等の整理を進める</li> </ul>

## 2-2. 鳥獣の保護の推進（錯誤捕獲の防止）

委員意見・ヒアリング意見	講ずべき措置（案）での対応
<p>（委員）（ヒアリング者） くくりわなについて基本的には直径が<b>12cm</b>だが、現在いろんな地域で草履型・楕円形になったくくりわながある。草履型で少し直径を大きくすることによって、捕獲率が上がるということは当然あるが、やはり安全に捕獲をするということが求められているので、しっかり直径<b>12cm</b>以内ということを徹底してもらいたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>くくりわなの直径規制については、平成<b>19</b>年の規制開始時とわなの使用状況等が変化していることを踏まえ、くくりわなの直径の計測方法を見直す方向で検討を行う。</li></ul>
<p>（委員） 錯誤捕獲に関して「実態把握に努め」ということが書いてあるが、放獣体制の構築や情報収集など、できる対応はどんどんしていくというような方向で進めていただきたい。</p> <p>（ヒアリング者） 錯誤捕獲についての実態は鳥獣統計等で公表されていない。錯誤捕獲に関する実態の把握が必要と考える</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>錯誤捕獲の発生状況を把握するための情報収集の仕組みを構築するとともに、選択的に対象種を捕獲するための手法や構造について検討を行うとともに、ICT技術の活用を一層促進する。</li></ul>
<p>（ヒアリング者） 錯誤捕獲された大型獣の取扱いに関しては、地域住民や狩猟者の安全を第一として、現場の状況に応じた適切で速やかな対処が必要。</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>クマ類やカモシカ等の生息地において、わなによるシカ等の捕獲を行う場合には、錯誤捕獲した場合の放獣体制も含めた事前の体制整備に努めることを基本指針に追記する。</li></ul>

## 2-3. 鳥獣の保護の推進（その他）

委員意見・ヒアリング意見	講ずべき措置（案）での対応
<p>（ヒアリング者） カモ猟におけるむそう網の使用状況と捕獲の現状について、関係都道府県において早急な調査を行い、大型のむそう網の規制について早急に措置することが必要。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県に対しても、ご指摘いただいたような事案について照会を行っているが、これまでのところ、該当事案が確認できていないことから、引き続き、むそう網の使用状況等に関する実態把握を進めていく。</li> </ul>
<p>（ヒアリング者） 農林水産業の被害防止の目的で張られる防鳥網による羅網についても、実態が明らかでない。霞ヶ浦周辺のアス田では、多い年には二千羽近くのカモやオオバンなどが羅網している（日本野鳥の会茨城県）ため、少なくとも羅網が頻発していると考えられる場合については実態の把握が必要。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アス田の羅網の事案については、茨城県かられんこん生産者へ網を用いる際の注意事項について周知を行う等の取組を進めている。</li> <li>引き続き茨城県など関係機関との情報共有に努め、鳥獣の保護管理の視点から茨城県に対し適切な助言を行っていく。</li> </ul>
<p>（ヒアリング者） 2016年より5カ年計画で行っている全国鳥類繁殖分布調査で、狩猟鳥のうちゴイサギとバンの顕著な減少が確認されたことから、狩猟鳥獣から外すことを提案する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>狩猟鳥獣の見直しについては、鳥獣法基本指針改定後に行うことから、今回報告いただいた全国鳥類繁殖分布調査の状況や当室で把握している鳥獣関係統計の捕獲状況の情報なども踏まえて、検討してまいりたい。</li> </ul>
<p>（ヒアリング者） ノネコ対策については、イエネコおよびノラネコは動愛法、ノネコは鳥獣保護管理法で対処すべき問題と考える。特に鳥獣保護区の特別保護地区等からのノネコの排除は必要に応じて鳥獣保護管理法で、新たなノネコの発生抑制は動愛法で取り組むべきと考える。また、生物多様性の観点から重要な場所では必要に応じて、ノネコの影響調査を行い情報を蓄積すべきと考える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現行においても鳥獣法及び動愛法に基づく捕獲等が行われていると承知しており、引き続き捕獲の実施機関等に対し、必要に応じて助言を行う。</li> <li>なお、国指定鳥獣保護区特別保護地区におけるノネコの状況についても、各地域の状況に応じて把握に努める。</li> </ul>
<p>（ヒアリング者） 観光客や写真撮影のためのドローンの飛行も今後多くなると考えられるため、鳥獣保護区の特別保護地区等に関しては、飛行の際に、飛行計画の提出を含めた届け出制度を検討すべき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ドローンによる鳥類の影響については引き続き情報収集に努めてまいりたい。</li> </ul>

### 3. 鳥獣保護管理の人材育成

委員意見・ヒアリング意見	講ずべき措置（案）での対応
<p>(委員) ヒアリングでも発言があったが、たくさんの従事者が作業をしていても、ごく少数の方の貢献が極端に高く、多くの方は貢献度が低い。初期のハードルを上げてでも、しっかり技術を身に付けて社会に貢献をできた際には、それが評価されたり、報酬が得られる仕組みが必要。裾野を広く、いろいろな人に取り組んでもらうこととは、育成方針が全く違うので、その辺をきちっと切り分けてやることが重要。</p> <p>(ヒアリング者) 総捕獲頭数の4割はわずか18名の熟練者（平均年齢74歳）に依存していることから、新たな担い手の育成が課題である。</p> <p>(ヒアリング者) 第一種銃猟免許者の増加が急務であり、国・都道府県・市町村が協働で取組みを強化するとともに、各都道府県の鳥獣保護管理事業計画の中の「人材の育成」に関する内容をより実効性のあるものとする必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>• 狩猟免許取得促進のための取組を継続しつつ、第一種銃猟免許所持者を含めた十分な捕獲技術をもった狩猟者育成の取組を進める必要があると考えており、狩猟インストラクター制度の構築等を目指した取組を進める。</li><li>• 十分な捕獲技術をもった人材の育成を進めることの重要性について基本指針にも追記する。</li></ul>
<p>(委員) 国からの資金を出して、銃猟者の狩猟者登録を推進するような仕組みをしっかりと国として考えていく時期。</p> <p>(ヒアリング者) 狩猟免許や猟銃所持許可等の多額の初期費用（手数料・技術講習料等）を、国、都道府県又は市町村で助成することができる制度の確立を要望。</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>• 初期費用の負担については、猟友会、関係省庁、都道府県とも連携しながら、引き続き検討させていただきたい。</li></ul>
<p>(委員) 現在も捕獲活動従事者の狩猟税の減免措置はあるが、現在、税を全額支払っている者もいずれ捕獲活動に従事してもらうことを考えると、狩猟税の全体的な見直しの検討も必要。</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>• 捕獲の担い手の確保への効果を確認しながら、引き続き措置等を検討する。</li></ul>

## 4. 野生鳥獣に由来する感染症対策①

委員意見・ヒアリング意見	講ずべき措置（案）での対応
<p>(委員)                      具体的な対応策について、ASFについての危機意識が不十分ではないか。場合によっては、基本指針でも現段階でその危機感を表明しておくべきではないかと思う。鳥獣管理の中で発生したときに、初動をどうするかというのを早急に定めて、その体制を各地でつくっていくというぐらいの必要があると思う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>家畜衛生部局等と連携し、アフリカ豚熱（ASF）の侵入防止に努めるとともに、国内で発生が確認されていない感染症についても野生鳥獣における感染状況を早期に発見し、対応するため、情報収集・監視・注意喚起等に努めていくことの必要性について、基本指針に記載する。</li> </ul>
<p>(委員)                      琉球列島とか島しょ部に生息している野生イノシシは、ASFが入った場合に絶滅するおそれもリスクとして考えておかなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>希少な鳥獣が感染症に罹患することで、種の保存へのリスクが高まっている可能性も考えられ、希少鳥獣保護においても感染症対策は重要であるため、国内の希少鳥獣保護の観点からリスクの高い感染症についての状況を把握しながら、希少鳥獣の保護及び管理手法を検討していくことを基本指針に記載する。</li> <li>アフリカ豚熱（ASF）等を含む野生鳥獣由来の感染症野生動物の感染症に関して、リスク評価、サーベイランスや情報共有等を実施していくことの必要性について基本指針に記載する。</li> </ul>
<p>(ヒアリング者)                      豚熱の現状や改正家伝法の記述を踏まえ、感染症対応について、より詳細なかつ具体的な記述が不可欠と考える。また、体制についても個別の研究（者）に頼るスタイルはそろそろ限界に来ているため、組織・体制の整備が必要。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定の感染症（高病原性鳥インフルエンザ及びCSF）以外の感染症も含めた体制整備の必要性や対応方針について、基本指針に記載する。</li> </ul>
<p>(ヒアリング者)                      発見者・救護者の感染症リスク低減のためにも、傷病鳥獣救護における感染症対策について基本指針への具体的な記述が必要。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現行の基本指針に基づき、救護に携わる者に対し、人獣共通感染症、家畜伝染病等に関する基本的な情報を提供するとともに、行政担当者や救護ボランティアに対し衛生管理等に関する研修を行うよう、都道府県へ指導する。</li> </ul>

## 4. 野生鳥獣に由来する感染症対策②

委員意見・ヒアリング意見	講ずべき措置（案）での対応
<p>(ヒアリング者) 餌やりに関して野生動物のみならず、動物全般、家畜や産業動物に関わる影響も念頭に置く書き方にしていただけるとよい。野生鳥獣については、改正自然公園法に言及しても良い</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>• 現行の基本指針に基づき、安易な餌付けが感染症の拡大又は伝播につながらないように十分配慮を行うよう、都道府県へ指導する。</li></ul>
<p>(ヒアリング者) ウエストナイル等の鳥類が運搬する人獣共通感染症への対応として渡り鳥における感染状況のモニタリング体制の構築が必要。また、鳥インフルエンザに関し全国的な水鳥の糞便調査が行われているが、ウイルスの検出例がほとんどなく、モニタリング手法として改善の必要性がある。そのため傷病鳥での検査体制や捕獲による検査体制の構築が必要。</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>• ウエストナイル熱等、現在国内で発生が確認されていない感染症についても野生鳥獣における感染状況を早期に発見し、対応するため、情報収集・監視・注意喚起等に努める旨、基本指針に記載する。</li><li>• 高病原性鳥インフルエンザによる野鳥の異常死の早期発見や発生時の監視体制を強化するために、生息状況の把握や死亡野鳥調査等の野鳥サーベイランス定期的及び野鳥緊急調査等を実施する人材の育成・確保、手法の改善等に努める旨、基本指針に記載する。</li></ul>
<p>(ヒアリング者) 人獣共通感染症ではないが血液原虫による鳥マラリアに関してもモニタリングの体制整備が必要。</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>• 希少な鳥獣が感染症に罹患することで、種の保存へのリスクが高まっている可能性も考えられ、希少鳥獣保護においても感染症対策は重要であるため、国内の希少鳥獣保護の観点からリスクの高い感染症についての状況を把握しながら、希少鳥獣の保護及び管理手法を検討していくことを基本指針に記載する。</li></ul>

## 5-1. その他（外来鳥獣）

委員意見・ヒアリング意見	講ずべき措置（案）での対応
<p>（委員） 放鳥用として、コウライキジやコジュケイを飼育しているということがあればやめてもらいたいと書き込んでいただきたい。</p> <p>（委員） コジュケイは確かに、日本鳥学会では外来種として扱っているが、実際は100年ほど前に放鳥して、かなり自然状態になじんでおり、日本産鳥かという判断をする方もいる。逆にコブハクチョウは自然分布になっているが、現在日本で見られるコブハクチョウはほぼ間違いなく外来由来のものだと思う。こういう外来と自然というのは、複雑に絡み合っているということがあるので、注意が必要。</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>• 現行の基本指針においても、鳥獣の人工増殖については、放鳥しようとする地域に生息する地域個体群に含まれる個体のみを対象としており、外来鳥獣については、原則として放鳥獣を行わないこととされている。引き続き基本指針に基づく鳥獣保護管理事業の実施について都道府県へ指導する。</li></ul>
<p>（委員） 外来鳥獣の下段の文章について、分散と書いてあるが、これが生物用語の分散とは違うので、自由な狩猟による鳥獣を攪乱し、が適切。</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>• ご指摘も踏まえ、基本指針において外来鳥獣を狩猟鳥獣として指定する際の留意事項を整理する。</li></ul>

## 5-2. その他（市街地出没等における円滑な対応の推進）

委員意見・ヒアリング意見	講ずべき措置（案）での対応
<p>（委員） 住居集合地域等における麻酔銃猟の対応の考え方に関して、サル以外の種への適用について、検討しマニュアルないしはガイドラインを作成するとまで踏み込んでいただきたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>市街地出没時の麻酔銃猟のサル以外への適用について検討した上で、ガイドライン等による技術的支援について検討する。</li></ul>
<p>（ヒアリング者） 関係機関及び猟友会による対策協議会の設置、対処マニュアルの作成、事前訓練等の実施が必要。</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>昨年度クマ類が大量出没したことを受け、環境省では「クマ類出没対応マニュアル」を本年3月に改訂し、その中では、協議会の設置や事前訓練等の事例についても紹介しているが、これらの取組状況についての実態把握を進め、自治体における体制整備・事前訓練、麻酔銃を扱える人材育成といった支援も検討する。</li><li>市街地出没への体制整備及び人材育成の必要性については、基本指針に追記する。</li></ul>
<p>（ヒアリング者） 緊急時の住居集合地域等における発砲については、現在はニホンザル等を想定した麻酔銃のみが認められているが、事前の関係者による手順の協議・確認等を前提とした、熟達した狩猟者による安全等の自己判断の下での発砲が可能となるような措置を検討すべき。</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>「熟達した狩猟者による安全等の自己判断の下での発砲が可能」となる措置については、その是非も含め、①銃猟に伴う住民等の生命又は身体への危険性、②クマ等による住民等への危害防止の緊急性、③捕獲等に携わる従事者の安全性の確保、④万が一、事故が起きてしまった場合の責任の所在等の観点から慎重に検討していくことが必要であると考えているが、引き続き、関係省庁等と検討する。</li></ul>

## 5-3. その他（デジタル化）

委員意見・ヒアリング意見	講ずべき措置（案）での対応
<p>（委員）（ヒアリング者） 鳥獣管理事業の評価のためにも鳥獣統計の迅速な取りまとめと公表を要望。</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>• 捕獲情報収集システムにおけるデータ入力の簡易化を進め、捕獲者等が民間のアプリ等を活用して報告したデータを取り込む機能の追加を検討するなどし、迅速なデータのとりまとめを推進する。</li></ul>
<p>（ヒアリング者） 個体数の管理が必要な指定管理鳥獣については、狩猟、有害、管理捕獲における捕獲報告項目（レベル）の統一（制度化）が望ましい。</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>• 科学的な鳥獣保護管理を推進するために必要な情報の項目を整理し、狩猟及び許可捕獲における捕獲情報の報告の仕組みの見直しを図る。</li></ul>